

第397回 対馬海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和7年8月5日 14時00分～14時41分
2. 開催場所 対馬振興局別館4階 第1会議室
3. 通知年月日 令和7年7月25日
4. 告示年月日 令和7年7月25日
5. 出席者
 - (委員) 船津 博也、豊田 功己、植木 忠勝、
宮崎 義則、阿比留 和秀、神田 満男、松尾 裕隆
 - (事務局) 坂口事務局長、市山事務局次長、阪口係長
 - (県) 対馬振興局水産課 平間主事
6. 欠席者 二宮 昌彦、部原 政夫、曾場尾 雅宏
7. 傍聴者 なし
8. 議題
 - 第1号議案 遊漁者が行うひき縄釣の採捕承認について（協議）
 - 第2号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）
 - 第3号議案 対馬海区漁業調整委員会指示「遊漁者のまき餌釣りに関する制限」及び「あみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等での釣りにかかる遊漁案内行為の禁止」の発動要請について
9. その他
10. 議事

(14時00分 開始)

事務局係長 ただ今より、第397回対馬海区漁業調整委員会を開催いたします。

会長 それでは、本日の委員の出欠について事務局より報告願います。

事務局係長 本日は定員10名中、7名の委員が出席となっております。出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第145条の規定によりこの委員会が成立しておりますことを、ご報告いたします。

本日は、第2号議案を説明するため対馬振興局水産課から担当者が出席しておりますので、紹介いたします。

対馬振興局水産課 平間主事でございます。

会長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私から指名いたします。「阿比留委員」と「宮崎委員」にお願いします。

今回の議題は、お手元の資料のとおり、

第1号議案 遊漁者が行うひき縄釣の採捕承認について（協議）

第2号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）

第3号議案 対馬海区漁業調整委員会指示「遊漁者のまき餌釣りに関する制限」及び「あみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等での釣りにかかる遊漁案内行為の禁止」の発動要請について

となっております。

それでは、第1号議案「遊漁者が行うひき縄釣の採捕承認について（協議）」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局係長 長崎県連合海区漁業調整委員会会長から協議文がきておりますので、朗読させていただきまして、その後説明いたします。
(協議文朗読)

会長 事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 (意見なし)

会長 他にご意見等ございませんか。

ご意見等ないようですので、第1号議案「遊漁者が行うひき縄釣の採捕承認について（協議）」は、漁業調整上支障がない旨、回答することに、ご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

会長 漁業調整上支障がない旨、回答することに決定します。

続きまして、第2号議案 「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局係長 知事から諮問文がきておりますので、朗読させていただきまして、その後説明いたします。

(諮問文朗読)

なお、内容については引き続き、対馬振興局水産課の担当が説明します。
(局水産課より概要説明)

会長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 (意見なし)

会長 現在、許可を持っている県外のイカ釣りの漁業者は許可期間が切れることになるので、申請がなされるという理解でよいのでしょうか。

局水産課 その通りです。

会長 わかりました。他にご意見等ございませんか。

ご意見等ないようですので、第2号議案 「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」については、原案のとおり公示して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

委 員	(異議なし)
会 長	ご異議ないようですので、第2号議案については、原案どおり公示して差し支えない旨、答申することに決定します。
	続きまして、第3号議案 『対馬海区漁業調整委員会指示「遊漁者のまき餌釣りに関する制限」及び「あみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等での釣りにかかる遊漁案内行為の禁止」の発動要請について』を上程します。 事務局の説明を求めます。
事務局係長	対馬市漁業協同組合長会会長及び対馬遊漁船業者連絡協議会会长から要請文がきておりますので、朗読させていただきまして、その後説明いたします。 (要請文朗読)
会 長	ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
松尾委員	長崎県海面利用協議会はどういう組織でしょうか。
事務局係長	漁業と海洋性レクリエーションとの海面の利用に関する事項の調整・解決を図るため必要であると認められるところに設置される協議会です。
松尾委員	必要であると認められるところと説明がありましたら、どんな場所にあり、どこが事務局を担っているのですか。
事務局係長	長崎県におきましては、長崎県漁業振興課が事務局を行っている長崎県海面利用協議会。県南地区、県北地区、そして対馬地区にも海面利用協議会があり、事務局は各振興局の水産課が担っております。
松尾委員	わかりました。もう一点、撒き餌の釣獲量 10 kg以内はどのように確認するのか教えてほしい。
事務局係長	量り等を使って測定します。
松尾委員	調査はどのようにするのですか。抜き打ちでやるのですか。
事務局係長	直近であれば、2, 3月に水産庁、振興局、対馬市で抜き打ちで見回りを行ったところです。
松尾委員	年に一回実施しているという理解でよいか。
事務局係長	必要に応じて行っています。

事務局局長	まず、釣り人全員の釣果の重量を量ることは難しいということ。そして、これは委員会指示ですので、その場で違反が認められても、即検挙というわけではなく、そういう通報があった時に確認をします。そして繰り返すような事案が確認されれば、裏付け命令を知事から発出します。その後に違反が繰り返された場合は検挙するといった流れです。ですので、そういう通報があれば、我々が動くことになります。
松尾委員	わかりました。ありがとうございました。
宮崎委員	松尾委員と同じ質問なのですが、これは重量について自主規制としてお願いをすることですか。これはあくまでも要望ということでしょうか。そうでないのであれば、誰が確認をするのでしょうか。
事務局係長	通報後に現場に行き、状況の確認を行います。追加で、2月、3月に見回りをしたタイミングで、周知活動として、釣具店、レンタカー店、港や空港に本委員会指示の内容とマナーについて記載されたチラシを配布しました。
会長	私の理解では、遊漁船業者連絡協議会から要望が来ているので、委員会指示の内容を遊漁者へ周知しなければならないと思う。それを破った場合、対馬海区漁業調整委員会で審議し、再度問題があったら、検挙するということになるのだと思う。
宮崎委員	おっしゃることはわかります。ただ、遊漁船業者連絡協議会の会員はよいが、この協議会に入っていない遊漁船業者がいると思う。彼らが違反した場合、県が取り締まるのか。
事務局長	元々は地元の遊漁に関するルールを整えていった経緯があります。委員会指示で発出されるということは、罰則がかけられます。そういうた、強力なルールであることが一つ。このルールについては、漁業法に関する罰則なので、警察や漁業監督吏員が取り締まることができるものとなっております。これは遊漁船業者協議会に入っているが入っていないが、きちんと承認を取らないと撒き餌を使う遊漁案内行為ができないルールになっております。
宮崎委員	はい。わかりました。
松尾委員	ということは、最終的に県が検挙をすることでしょうか。
事務局次長	もちろん、警察、海保にも検挙の権限があります。今回ご審議いただいているのは、対馬海区漁業調整委員会指示です。我々は対馬海区漁業調整委員会の事務局でもございますので、まずは県が関与していくという姿勢でやっています。また、国や市とも連携して対応をしています。
松尾委員	あと一つだけ。最近取り締まった実例はありますか。

事務局係長	取り締まりを行った事例は先ほどお話しした2月、3月に実施した内容です。検挙の実績はありません。
松尾委員	きちんと守らせるなら、守らせるようにそれなりに対応が必要ではないでしょうか。わかりました。
会 長	他にご意見等ございませんか。
委 員	(意見なし)
会 長	ご意見等ないようですので、第3号議案 『対馬海区漁業調整委員会指示「遊漁者のまき餌釣りに関する制限」及び「あみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等での釣りにかかる遊漁案内行為の禁止」の発動要請について』は、発動に向け、指示原案について、長崎県海面利用協議会へ意見を聴取することとして、ご異議ございませんか。
委 員	(異議なし)
会 長	ご異議ないようですので、第3号議案については、指示原案について長崎県海面利用協議会へ意見を聴取することに決定します。
	以上で本日の議題は終了しました。
	続きまして、「その他」といたします。
	その他（1）「令和6管理年度におけるさば類の知事管理漁獲可能量の追加配分（報告）」について、事務局の説明を求めます。
事務局係長	(概要説明)
会 長	事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	(意見なし)
会 長	他にご意見等ございませんか。
	続きまして、その他（2）令和6管理年度におけるさば類の知事管理漁獲可能量の追加配分（報告）について、事務局の説明を求めます。
事務局係長	(概要説明)
会 長	事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	(意見なし)
会 長	委員の皆様、県から何かございませんか。

事務局長	前回第 396 回の第 2 号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」ご審議いただいた際に、松尾委員から「令和 7 管理年度における漁獲可能量 101,000 トンの内数にもじやこが入るのか」という質問がございました。「もじやこはもじやこ漁業で管理をしているので、内数には入っておりません。」と回答しましたが、もじやこについては内数に含まれ、計上されるとのことでしたので、訂正いたします。 これまでももじやこ漁業では尾数で管理してきたところですが、今回の資源管理方針においては、ぶり養殖計画関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行うとなっております。換算で重量も管理していくとのことでした。訂正を承認いただければと思います。
会 長	委員の皆さん。よろしいでしょうか。
委 員	(異議なし)
事務局長	ありがとうございます。
松尾委員	もじやこを尾数換算したら 1 匹当たりどれくらいの重量になるのですか。
事務局長	詳細はわかりませんが、多分何十グラムという単位だと思いますので、1 万匹獲ったらその数量をかけて、重量換算するのではと思います。
松尾委員	わかりました。
会 長	それでは、以上をもちまして、第 397 回対馬海区漁業調整委員会を閉会いたします。 ご審議ありがとうございました。

(14 時 41 分 終了)